

まちづくり基本条例推進委員会 会議録

審議会等の名称	平成25年度 第5回瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会 会議
開催日時	平成26年3月25日(火曜日) 午後1時30分 から 午後3時
開催場所	瑞穂市役所 3階 議員会議室
議題	次期総合計画策定における市民参画のあり方について
出席委員 欠席委員	<p><出席委員> 会長 中村 良、副会長 鳥居 与記、大池 義之、加藤 央、豊田 英二 中村美奈、廣瀬 英昭、棚橋 和子、若園 昭男</p> <p><欠席委員> 古川 正敏、眞鍋 敏克、廣瀬 彌恵子</p>
公開の可否 (非公開理由)	可
傍聴人数	0 人
審議の概要	<p>開会</p> <p>あいさつ 【会長】 只今から第5回まちづくり基本条例推進委員会を始めさせていただきます。 始めに、企画部長からご挨拶を頂きます。</p> <p>【企画部長】 年度末のお忙しいところ、お集まり頂きありがとうございます。 本日の審議は「次期総合計画策定における市民参画のあり方について」ということで、この件については3月の議会で一般質問がありまして、まちづくり基本条例を考えることなしに総合計画の策定はあり得ないということ で答弁をしておりますので、ご審議の程よろしくお願いたします。</p> <p>【報告案件】瑞穂市合併10周年記念事業実施報告書について 【事務局】 報告案件としまして、瑞穂市合併10周年事業実施報告書の件になります。 本日は、実施報告書の冊子をお配りしております。また、A3の物は、 広報3月号で市民参画・市民協働の取り組みとして事業での取り組みをまとめた特集ページになります。「市民と行政のパートナーシップ」ということ で、市民の皆さんが、事業の企画から運営、実施までの一連の過程に参</p>

画できたことは、これまでにない取り組みであり、大きな成果があったことを市民の皆様にお伝えする記事になっております。まとめとしまして、実行委員の方々がそれぞれの知識や経験を持ち寄って、それぞれの立場を尊重し、対等の立場で議論を深めた点や、会議において共通の目標や目的を設定し、成功への道筋を立てたことが、この事業での取り組みで得た成果ということで、この事業を通して学んだことを、これからのまちづくりの推進に繋げ、活かして行くということが必要であるというまとめをしております。冊子の実施報告書に詳しく掲載しておりますので、是非お目通し頂きますようお願いいたします。10周年記念事業実施報告書につきましては、以上です。

【審議案件】次期総合計画策定における市民参画のあり方について

【事務局】

前回会議で、ご審議して頂けることになりました「次期総合計画策定における市民参画のあり方について」の案件になります。この件につきましては、昨年11月と2月に部会を開催しまして、勉強会を実施しております。本日はその内容を踏まて、内容をご説明をさせていただきます。

11月の部会では、まず「総合計画とは何か」ということで、総合計画そのものについての勉強会を実施しました。簡単に申しますと「市政運営における基本的な指針」という位置付けにあたるものとなります。これに関しましては、平成24年度に制定した「瑞穂市総合計画策定条例」というものがございます、その第2条で、「将来における市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。」と条例で定義付けがなされております。

次に、まちづくり基本条例と総合計画の関係性についてご説明します。

まちづくり基本条例は、「本市のまちづくりの基本となる基本理念」にあたるものになりますが、基本条例第3条第2項では、「地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及び個別行政分野の基本計画の策定その他市政の運営にあたっては、この条例との整合を図るものとします。」の規定がございます、この規定がまさに「総合計画」を指すものになります。ですので総合計画の策定に際しては、まちづくり基本条例の理念が反映されることが前提になるということになります。更に、基本条例第17条（計画の策定等への参加）では、「総合計画の策定を行うに当たっては、市民がそれらに参画する機会を保障します。」と規定しており、第16条第1項各号で、その具体的な参画方法を定めて実施することが制度化されていることになります。第16条（1）号から（6）号までが、具体的な参画の方法になりますが、「事案に応じて次に掲げるいずれかの方法を用います。」となっており、この「事案に応じて」の部分が、今般ご審議頂く中心的な事項になります。

審議の前提として、何故こういった計画の策定に市民が参画する必要があるかという理由について、概ね次の4点を挙げさせていただきます。

1つ目としまして、「行政計画が日常的な行政遂行手段として広く機能しているということ」、2つ目は、「不備を是正し、住民の利益を保護するため、行政判断の公平性を確保する必要があること」、3つ目は「民主的、公正な結論を下すため、多数の利害関係者を関与させる必要があること」、4つ目は、行政が判断権を独占し、住民に結論のみを押し付ける図式が通用しなく

なったこと」になります。このような理由から、計画への市民参画を保障する必要があるものと考えられております。より一層公正で公平な行政計画の策定により、市民の皆様の權益が守られることにつながり、それを保障するためには、市民の参画が不可欠であるという考え方になります。

ここでは、「総合計画」ではなく「行政計画」と記載しておりますが、行政の各分野においては、様々な計画が策定されておまして、市が実施する事業の多くは、その個別計画に基づき進められているケースがほとんどになっております。

これまでの行政運営は、各計画の策定段階において市民の方が関わるという場面は少なく、行政側が策定した計画素案を審議会等にお諮りし、そこでの審議を経て決定していく流れを主流として運営がされてきました。また、策定した計画について、市民に周知や説明するなど、理解を深めて頂くための取り組みについて、あまり積極的に展開してこなかったという側面もございました。今後は、市民の意見が一層反映された行政計画を策定するため、市民の方が計画の策定段階に携わることで、まちづくり基本条例に掲げる市民協働、市民参画の理念に合致した取り組みとすることが求められており、条例が施行されている現在においては、市はこれを実践する義務がある形となっております。

次に、個別の参画方法についてご説明します。

1つ目は、「審議会等への委員としての参画」になります。本委員会も審議会の中の1つになりますが、審議会等の特徴としましては、「比較的少人数の固定されたメンバーで、特定の課題について詳細な検討を行うために設置されるもの」であり、更に「審議された結論は、政策等の策定に当たって大きな影響を持つ」という特徴がございます。この委員会で先回までご審議頂いてきた、「審議会等に関する提言」は、この「審議会等への委員としての参画」という部分に着目し、審議会等の機能充実と、更なる活用を目的として市にご提言を頂き、この改革を通じて更なるまちづくりの推進につなげていく為の取り組みとなります。

提言書をご提出頂いたその後の状況につきまして、少しご報告させていただきます。11月5日に提言書をご提出頂き、その後11月26日に行政改革推進委員会に対し諮問をしました。その際、提言に対する市の対応方針案をお示しし、これについて1月と2月に審議会を開催してご審議頂いております。明後日（3月27日）になりますが、第5回の会議で答申案をまとめる予定になっており、提言書のとおりかどうかという事に関しましては、若干の変更事項はございますが、概ね提言に沿った形の答申となるようです。

4月には、答申書をご提出頂けることになっており、その後の対応につきましては、4月中を目途に改革の取り組みを進める予定をしており、その内容につきましては、決定しましたら改めてご報告をさせていただきます。

次は、「公聴会・懇談会等への参画」になります。「公聴会は、政策等の案を策定するに当たり、その参考としたり、意見を反映させるために、市民、利害関係者、学識経験者等から意見等を直接聴取する会合」となっております。公聴会は、公述人が所定の方法により口頭で意見を述べ、市長等はその意見等を直接聴くもので、口頭での意見表明と言われています。」となっております。公聴会制度につきましては、条例等で一定の手続きを定めて実施する必要がある方法になります。

懇談会等については、「一定の人数の市民を一堂に会し、直接対面方式に

より、市長等が政策等の説明を行った後、参加者から意見等の提出を受け、あるいは市長等と参加者、参加者相互で意見を述べ合う」もので、名称については様々で、「意見交換会」や、「市民説明会」、「タウンミーティング」、「懇談会」、「出前講座」、「パネルディスカッション」などがそれにあたるものになります。

次に「ワークショップ、その他一定の課題について集団で検討作業を行うことへの参画」になります。「ワークショップ」については、メンバーをあまり固定せず、比較的少人数で、自由な議論や共同作業を通じて合意形成を図っていく特色があるものとなります。

ファシリテーターと呼ばれる進行者のものとし、ブレインストーミングと呼ばれるアイデアを創造する技法（①他人のアイデアを批判しない②自由奔放なアイデアを歓迎する③質より量、アイデアは多いほどよい④他人のアイデアを活用し、発展させる。）により、様々な意見を引き出しながら、一定の方向性を見い出すための会合になります。

市民が自由に意見を出し合えることや、多様な共同作業を通じて、合意形成を図ることから、参加者にとって充実感が得られるという点や、市民のアイデアが集積されるという点で有効な市民参画手法と言われているものです。

次に、「パブリックコメント、その他意見の聴取」です。パブリックコメント制度とは、市の基本的な計画や条例等を策定していく中で、その計画などの素案や、目的等を公表し、広く市民の皆さんにご意見を求め、寄せられたご意見を考慮して意思決定を行い、ご意見に対して市の考え方を公表する一連の手続きで、広く市民の意見を聴くためのパブリックコメントは、あらゆる政策において実施することができ、かつ、誰もが容易に参加することができるという点で、幅広い意見を求めることに適している手法になります。

「アンケート調査等による意見の聴取」です。これは、市民の意識把握や、市民の意見を施策検討の基礎資料とするために実施するもので、市民ニーズを広く把握し、将来の都市像や今後のまちづくりの参考とするために有効な手段となっております。

最後に、「その他」ということで、参考に2つの制度をご紹介します。「政策公募」と「政策提案」制度になります。政策公募については、市民の方に一定の政策等に係る問題を提起させて頂き、その問題の解決方法や、政策案の提案を求める手続きになります。

政策提案については、市民の方が自発的に政策等の案を提案し、市長がその結果を提案者に通知し公表する政策公募とは逆の制度になります。いずれの制度も、政策の策定で十分活用できるものですが、事案に応じての活用になるものと考えられますので、まず条例にある（1）から（5）の手法をベースとして考え、それでも不十分な場合それを補う形で、こういった新しい手法を取り入れることを検討してみても如何かというものになります。

ここまでの、現在規定されている市民の参画の方法についてのご説明になります。次に、現行の総合計画である瑞穂市第1次総合計画の策定に関する市民参画の状況についてご説明します。

現行の総合計画は、平成17年度に策定されており、計画期間は10年間で、平成18年度から平成27年度までの計画となっております。

この計画における市民参画の状況ですが、まず①審議会等については、「総合計画策定審議会」が設置されております。

②公聴会、懇談会、③ワークショップ、④パブリックコメントの実施はありません。⑤のアンケート調査については、「まちづくりアンケート」ということで、平成16年9月に実施しております。このような形で、現行の総合計画は策定されましたが、そこで、次期総合計画の策定にあたり、どのような形の市民参画が望ましいかという課題になります。

本来であれば、まず自由な発想で皆様にご審議頂き、そこで出たご意見を基に市の素案を策定しお示しすることが良いのではないかと考えておりましたが、先回の会議で、市の素案を提示するようご支持頂きましたので、現時点での素案をご提示させていただきます。

まず、①の「審議会等」につきましては、前回同様、「総合計画策定審議会」を設置します。これにつきましては、瑞穂市総合計画策定条例（平成24年条例第23号）第4条（総合計画策定審議会への諮問）の規定がございまして、「市長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、瑞穂市総合計画策定審議会に諮問するものとする。」と規定しており、審議会を設置する必要があるものとなっております。

そこで、これまで取り組んで頂いた「審議会等の改革」を活かしまして、委員構成について見直すことを検討しております。

まず、有識者については、従前は、（スライド15）朝日大学から2名を選出しておりましたが、専門性の確保という観点から、専門知識を有する者ということで、行政改革、都市計画、福祉医療、教育文化の各分野から4名を追加し、識見者枠ということで、自治会、商工会、教育委員会、農業委員会等から6名を選出する案としております。

また、行政関係機関、官公庁からの選出として、県や社会福祉協議会から2名、公募委員につきましては、提言のとおり、委員総数の「3割」にあたる6名にしまして、総員20名の委員構成とする案にしております。

所掌事項については、前回同様「総合計画の策定について、調査及び審議すること」とし、実際には計画策定に関する過程など、全般的な流れについてもご審議頂くことにはなりますが、基本的には策定する計画そのものが所掌事項の中心となるものと考えておりますので、今回の案では実質的には、策定過程に審議会が直接関わることは想定しておらず、出来上がった素案に対して、様々な立場の方にご審議頂き、そこで出たご意見等を参考に計画を追加、修正しながら練り上げていくような審議会活用を想定しております。

次に②としまして、「市民参画の素案策定組織（ワーキンググループ等）の設置」になります。

これは、素案策定段階において、市民の意見を反映させながら進めることを目的として、「総合計画策定市民委員」を公募し、応募された市民委員の方を各計画分野の専門部会へ割り振り、素案策定作業に参加して頂くという方法になります。この部分が、これまでと大きく違う部分でして、一番のポイントになります。これまで行政側が自分達の理論と考え方で、計画素案を作ってきたケースが多かったのですが、市民の方がそれに直接参画することで、結果としてこれまでの計画とどれだけ違うものができるかということに関しては、現時点では未知数ではございますが、この形態を取り入れることは、少なくとも行政側だけで考えた素案ではないということにはなるものと考えております。

市民の計画に対する興味の度合いと、理解度の問題はありますが、少なくとも公募委員に応募される方は、市政に興味がある方と思われまして、その

理解度についても、行政が市民委員から意見を聞くためには、資料を用意したり内容を説明したりと、市民委員に対して、どれだけ歩み寄れるかという課題ともリンクしてくるものと考えておりました、最終的には多くの市民の皆様には計画の説明をしなければならないことを考えれば、素案策定の段階で計画の理論や整合性、矛盾点などを指摘して頂くことで、事前にそういった部分の修正ができるメリットも行政側にも出てくるものと考えられ、この方法のご提案をしております。

ただし、始めからこの方法ですべて上手く機能するとは言い切れませんので、市民委員が集まらない場合や、専門性が高い分野の計画策定に関し市民委員がどのように関わるのかなど、課題や問題がない訳ではありません。これらの点を踏まえて皆様のご意見を頂ければと思います。

③は「地区懇談会等の開催」です。策定した計画素案について、地区毎の説明会等を開催して、市民の方からの意見聴取と理解を求めるものになります。これについても、説明会等への参加者が少ないことや、その場での意見が出にくいなどの問題も潜在しており、ただ説明会を開催すれば良いというものでもありませんが、何らかの工夫をして実施する必要があるものと考えております。

④は、「ワールド・カフェ等対話の機会の提供」ということで、これが先程ご説明しました、ブレインストーミングの手法に対応する方法になります。市民が気軽に自由に対話する中で、新たなアイデアや創造が生まれ、それをまちづくりに活かすことを目的に実施するものになります。対話については、総合計画の策定に関するテーマに限って開催するものではなく、これからのまちづくりの推進に関するテーマで開催し、まちの将来像や、まちがあるべき姿について、市民の皆様と話し合ってもらい、その中で意見を集約、蓄積し、その結果を計画策定のエッセンスとして取り入れることを狙いとして開催するものになります。

⑤の「パブリックコメントの実施」は、計画素案の確定する最終段階での実施を考えております。市民の皆様と広く計画素案を公表し、ご意見を求めることを目的に実施するもので、頂いたご意見は、参考とさせて頂き、必要に応じて計画の修正などを検討することになります。

以上5点が、現段階での総合計画策定に関する市民参画の具体的な方法案となります。その他としまして、市役所の内部組織として、若手職員（概ね40歳以下）で組織するプロジェクトチームを設置し、策定推進の中心とすることを計画しております。

これは、これまで部局毎に計画素案を策定し、それを企画部門でとりまとめる方式で策定を実施してきましたが、個別具体的な計画に関しては、実際には各担当課でないと分からないものが多いのが現状です。先程ご説明しました、市民と一緒に作業するワーキンググループの運営などにおいて、若手職員が中心となって参画することで、将来的に市民と一緒に活動するという市民参画の流れが、市の体制の中に根付いていくことも重要と考え、この案をご提案しております。

まとめになりますが、「①審議会の設置」については、一定の専門性と、総合的な見地からの合意形成を目的として設置し、ここでの最終的な結論は、計画決定に直結しますので、あらゆる面で影響力が大きいものになります。

「②市民参加の素案策定組織の設置」は、特定のテーマ（分野）について、

市民と行政が一緒になって素案を策定する試みになります。成果については未知数ですが、市民と行政が共に知恵を出すということで、非常に重要な取り組みとなります。この部分について本日特にご意見を頂ければと思います。

「③地区懇談会等」は、参加して頂く市民の皆様には計画素案をご説明し、ご意見を頂くことを目的に開催するものですが、実施に際して何か工夫すべきことがあればご意見をお願いします。

「④ワールドカフェ等の対話の場の提供」は、まちづくりの推進の意味合いが強いものになりますので、総合計画の策定に特化した取り組みではありませんが、こういった対話の場を通し、市民が市政に参画する場を提供することで、様々なきっかけとなり、対話の中からまちづくりに関する新しいアイデアが生まれ、市民間のネットワークが構築されるなどの副次的効果も期待され、市民が気軽に市政に関わる風土や土壌を醸成するための取り組みになります。

総合計画の策定に際しましては、ワールドカフェなどの対話のテーマとして、「瑞穂市の未来像」など、大きなテーマについて自由に話し合ってもらい、未来への夢や希望を語り合ってもらうことも重要と考えております。

⑤のパブリックコメントの実施につきましては、先程ご説明しましたとおり、最終的な計画素案を公表し、広く意見を求めるものになります。

今回の案で、「アンケート調査」は入れておりませんが、昨年12月に「まちづくりに関する市民アンケート」を実施しておりまして、その集計を現在行っており、その結果が今回策定する総合計画に活かせるものであれば、それを利用することになりますが、別途アンケートを実施して市民ニーズなどを把握する必要がある場合は、それに伴う調査事項を精査する必要がありますので、策定組織とも調整しながら実施については検討したいと考えております。以上が事務局からの素案になりますので、ご審議の程よろしくお願いたします。

【会長】

大きく2つに分けられると思います、1つは「総合計画とは何か、まちづくり基本条例と総合計画にどういった関係があるか」ということ、もう1つは、「総合計画の策定の手法として、市民がどのように関わっていくか」ということです。本日は、これらについての市の具体的な案をご提示頂けたということになります。皆様からご意見・ご質問等を頂き、最後に採決を取りたいと思います。

【A委員】

審議会のところで「所掌事項」とありますが、どのような意味でしょうか。

【事務局】

「所掌事項」は、その審議会等が取り組んだり、取り扱う内容になります。

【A委員】

計画をまとめる事務局のことですが、市役所の内部組織ということで、まちづくりに関する新しい部署ができるような話をお聞きしましたが、総合計画の策定に関しては、プロジェクトチームがとりまとめると思いますが、ま

ちづくりに関する部署はできるのでしょうか。

【企画部長】

市では組織再編を考えており、教育委員会と福祉部の連携や、企画財政課の中でも「まちづくり推進室」を設けたいというご提案をしております。

総務課においても「危機管理室」という案もありましたが、諸般の事情により、現段階で組織再編は中断している状況です。年度内には進めたいという意向はございますが、まだご提示できないような状況です。

【A委員】

総合計画策定体制の核となる組織が事務局的なイメージとなりますが、ワールド・カフェ等対話の機会の提供のところで、そこに市外の方にも参加して頂けると良いと思います。対話に関する色々なアイデアや、事業をやるかやらないかということについては、プロジェクトチームや事務局で検討されることになるのでしょうか。

【事務局】

プロジェクトチームの役割としましては、専門分野のワーキンググループの取りまとめを想定しておりまして、事業全体の取りまとめをプロジェクトチームがやるかどうかについてはまだ決まっておりません。総合計画は企画財政課で担当しておりますが、その内部組織としてプロジェクトチームの活用を想定しております。

【B委員】

第1次総合計画の中で、総合計画策定審議会設置条例が冊子の中に掲載されていますが、この条例はなくなったということでしょうか。この条例だと、委員構成など資料と整合性がとれていないと思います。

【事務局】

地方自治法で総合計画の策定が義務付けられていたものが、自治法改正により義務付けが無くなったことにより、現行の総合計画の意義を担保するために策定条例を整備しました。冊子の条例は、第1次計画策定時の条例で、現在その条例は廃止されておりまして、新しい策定条例は平成24年度に制定しております。次期総合計画の策定ビジョンと相違する部分も出てくる可能性もございますが、基本構想や基本計画といった構成の中身について、こういったものを計画として示すのが重要となりますので、計画の中身が伴わないといけないものと考えておりまして、実際には構成フレームにおいて策定条例自体は触らず、計画を策定した段階で、現行の策定条例と整合性が取れていない部分は、修正が必要になってくると思われれます。

自治法の規定が外れてから、他団体においても多様な総合計画が策定されておりまして、実行性を重視する内容のものや、重点項目に絞った計画もあります。瑞穂市としてどのような計画をお示しするかということについて、審議会や推進組織、市民の皆様のご意見をお聞きしながら進めたいと考えております。

【会長】

策定条例には審議会の委員構成について記載はあるのでしょうか。
条例に書いていないのであればいいのですが、もし書いてあるのなら改正しないといけないと思いますので、確認してもらえますか。

【事務局】

委員構成については、附属機関設置条例で規定されております。総合計画策定審議会の委員構成は、公共団体が推薦する者、識見を有する者、その他市長が認める者になっております。

【C委員】

先程の企画部長のお話で、まちづくりを推進するための新しい部署を作るお話がありましたが、市民参画の手法を具体的に進めるにあたり、特に市民側からの参画を活性化する手法の1つとして、ワークショップやワールド・カフェを定着させるべきだと思います。こういったものを市民の中に定着させるためには、実績として積み重ねる必要があると思います。また、そういったことを進めるには、一定の技量が求められますので、それを各担当部署が同じように実践できるのかということでは難しい気がします。そういったものを横断的にまとめて一括して担当する部署があるといいと思いますので、早急をお願いしたいと思います。現在組織再編の話は中断されているということですが、これから総合計画の策定が開始されるなか、その組織ができるまでの間、どこの部署がそれを担当するのかお聞きしたい。

また、市民参画を盛り上げるため、市民がそういった計画の策定過程を見れる仕組みについて、これまでの会議録公開だけでなく、ブログやSNSなどの仕組みを活用した形も進めて頂きたいと思います。

【企画部長】

まちづくり推進室を立ち上げ、横断的に進めて参りたいと考えており、早目に体制整備を進めたいと思っておりますが、今回の総合計画については引き続き企画財政課で取りまとめる予定をしております。

【会長】

情報発信については、これから設置される総合計画策定審議会にお願いすべきことだと思いますが、審議会で決まったことだけでなく、審議過程など適宜情報を出しながら進めて頂きたいということで、先程ご提案のあったような情報発信ツールなどを利用して進めて頂くことについても、私どもの審議会からご提案すべきことだと思います。

【事務局】

SNSなどに関しましては、行政の中心的部分の情報発信ツールとして活用されているという事例は少ない現状がございまして、他団体では一部の部署でイベントの宣伝に使っているケースや、首長がブログを書いて市民と情報交換するなどの事例はございますが、情報提供する中心的部分なツールとしては「広報」や「ホームページ」が主になっております。

当市では今年度ホームページの充実ということで、リニューアル更新事業の実施する予定をしておりますが、SNSの活用まで手を付けられておりま

せん。今後このような声も頂いているということで、検討させていただきます。

【A委員】

市民の方が会議に参加して、タイムリーにFacebookなどSNSに投稿することに問題はないのでしょうか。

【事務局】

個人の方がされる範疇でしたら、それは問題ないです。

【D委員】

ワールド・カフェ等対話の機会の提供とありますが、そういった場に直接参加できなくても、例えば瑞穂市を良くするための夢投票のようなものを行い、気軽に市民がアイデアを提案できるような形の市民参画についても発展させて欲しいです。市民に夢を持たせるような部分も作らないと、市の発展はないと思います。懇談会等についても、ただ開催するというのではなく、ブレインストーミングの手法も取り入れながら、気軽に対話し、その中で良いアイデアが出るかもしれません。優秀な野球選手でも3割しか打てないことを考えれば、いろいろなアイデアの中から良いものを拾う仕組みがあることで、みんなが参加したということになるとも取れますので、そういった機会を提供することは大切だと思います。

【会長】

審議会の設置人数、委員構成、素案策定組織の部分について特にご意見を伺いたいと思います。

先に私の方からコメントさせていただきます。今回市から提示された案の中で、一番素晴らしいと感じましたのは、素案策定に市民の方が関わるという部分でして、勉強会等を通じて感じたことは、審議会等で案として計画が提案されてしまいますと、審議会の場でそれを大きく変えることができないというようなご意見があり、そうなると、審議会で計画が提示される前段階において問題として何を取り上げ、どういったことを計画に挙げるかという部分に市民の声を反映しないと、現実的な参画にはならないと思いました。

素案策定に市民が参加できることは、画期的な事だと思います。また、素案策定の段階では少人数の市民参加です。それ以外のプロセスにおいて、説明会や、パブリックコメントなど、その時々で市民の方がそれぞれの立場で意見を出すことができる機会を確保してあるという部分でも良いと思います。ただ、パブリックコメントについては、どの段階で実施するかという部分で少し気にはなりますが、10周年記念事業実行委員会でも具体的な素案を市民と一緒に作った経験を踏まえたものだと思いますので、総合計画においても、ある程度できるという経験測もあったかと思います。いずれにせよ、素案策定に市民が参画することは、まちづくりにとってかなりの進展につながる事だと思います。

【E委員】

総合計画には「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造がありますが、それがどのようなタイムスパンで行われるかという点、計画の実施まではあと2年あり、先の1年はワーキンググループを中心に素案策定が行わ

れると思います。そこには先程ご説明がありましたように市民の方を入れていければ良いと思います。基本構想の大きな6分野のワーキンググループがあると思いますので、それぞれの課題的なものをグループ毎に出して頂き、それを審議会等に諮って取捨選択していく部分を残りの1年で実施し、実施計画は行政側で策定して頂くのが良いのではないかと考えますが、それとまちづくり基本条例のつながりを考えると、どのような段階で上手く市民と関わるのかという点では、まだ意見としてまとまっておりません。

【事務局】

現行の計画は基本構想において、大きな分野を分け策定しておりますが、全てを網羅する構想を掲げ、具体的な計画をそこにぶら下げる現行の方式もごございますし、先に具体的な計画の取捨選択から行き、選択したものについてそれを進めるための計画を策定し、それらを網羅したものを基本構想として掲げるような方法もあると思います。その辺りにつきましては、まずどのような計画を策定するのかというビジョンの問題になり、計画全体の総合性を網羅することにどの程度重点を置くのかという点や、実効性の担保の問題もありますので、そういった様々な問題を考慮しながら進める必要があるものと考えております。

【E委員】

総合計画策定の義務付けがなくなった理由を知りたいのですが、私の思うところ、人・物・金などの裏付けを無視しながら、総花的な計画を作っても仕方ないので、やめになったのではないかと思うのですが。自治法の傘が無くなった現在においては、独自の計画へシフトする方が、経営効率的にも良いのではないかと思います。

【会長】

これから総合計画策定審議会が設置され、そこでどのような計画を作るのかという事を決めるのであって、このまちづくり基本条例推進委員会の審議で、総合計画の何たるかについて私達から口を出すことはできないと思います。本審議会では総合計画に市民がどのように関わって行くのかということについて考えるべきであって、その部分の住み分けはしないといけないと思います。総合計画策定審議会の委員構成についてのご意見はありますでしょうか。審議会の性格として、一定の結論を出す必要がありますので、ワーキンググループに市民の方が入れるのであれば、策定審議会にはあまり多くの市民が入らなくてもいいのではなかとと思いますが如何でしょうか。

【B委員】

万遍なく様々な組織から選任されるということで、この案でいいと思います。県や官公庁の関係からの方には、現場での生々しい意見を聞かせて頂けるような方の参加があると良いと思います。

若手職員のプロジェクトチームの設置は、非常に良いことだと思います。

市の職員は2～3年で異動しますので、色々な部署を経験した若手の職員に是非活躍して頂きたいと思います。総合的にこの案で良いと思います。

【F委員】

それぞれの方により様々な意見がありますので委員数を増やすことも難しいと思います。意見をまとめるには20名は妥当な数だと思います。

【A委員】

公募委員の件ですが、6人の委員が集まらないこともあるかもしれないので、ワークショップやワールド・カフェを実施する中で、審議会等に参加してみたいという方も出てくるかもしれません。ですので、途中からでも審議会に参加できるようにして頂くことにするなど、6人の公募委員は必ず集めて頂きたいと思います。

【会長】

審議会の委員で、中途の採用事例はあるのでしょうか。

【事務局】

定数は何人以内というになっておりますので、定数に対し欠員があり、審議会から充足したいという要望があれば、その段階で判断し補充を行うことはやぶさかでないと思います。

【会長】

公募を行う前に、ワールド・カフェやワークショップを先に実施して、こういった案件を話題にしてから公募しても良いのではないかと思います。

【G委員】

会議などで個人に提案や意見を求められても、すぐに言葉として出てこないこともあり、そういった理由から参加を躊躇する方もあると思います。市民の中にはよく勉強してみえる方がみえることは痛切に感じており、そういったことも加味して募集して頂けると、活気が出ると思います。

【会長】

市民参加の素案策定組織の設置で素晴らしいと思うことは、市民の方がワーキンググループで一生懸命汗をかいて作った計画であれば、審議会としてその意見を尊重しない訳にはいかなくなると思います。

行政側が作った素案であれば、批判を受ける部分もあると思われませんが、市民と協働で作った案なので、審議会側でも肯定され易いと思います。

素案策定の段階に参加できるワーキンググループであれば、H委員も参加したいと思われませんか。

【H委員】

そうですね。気軽に参加でき、意見が言えるということであれば参加してみたいと思います。

【B委員】

市の他の審議会委員の方々には、公募枠なり識見枠で、総合計画策定に参加して頂く必要があると思います。兼職のない方もおみえになりますので、そういった方の専門的な意見を活用することも一つの方法だと思います。

	<p>【事務局】 他の審議会委員との兼ね合いですが、現在実際に委員として委嘱がなされていて、審議を行っている機関の数はかなり限られます。 委員においては、様々な形態で選出されている現状がございますので、総合計画策定の専門部会でそういった方のご意見を伺いたいということになれば、積極的にお声がけをして参加頂くこともあるかと思われま。</p> <p>専門部会の委員構成については、あくまでも公募市民委員の方があることを前提としておりますので、その方に加えて専門性を持った委員をどれだけ加えて作業を進めるのかについては、今後調整が必要な部分と考えております。</p> <p>【会長】 この委員会として、今回市から提示されました市民参画に関する方法案を指示することでよろしいでしょうか。 （全員賛成で一致し、採決された） 次回の予定について事務局よりお願いします。任期まであと何回会議が開催できますか。</p> <p>【事務局】 任期は7月ですので、次への引継ぎ、まとめもあると思いますが、あと2回程度の開催になるかと思えます。</p> <p>【会長】 総合計画の案件の審議は、今回で終了ということによろしいでしょうか。 （全員賛成で一致し、採決された） 次回の審議テーマとして何かご意見はありますか。</p> <p>【E委員】 この審議会の本来の役割について考え、どう機能させていくかについてや、諮問のあり方について審議して頂きたいと思えます。</p> <p>【会長】 では、次回の会議で、まちづくり基本条例推進委員会について考えることをテーマに開催したいと思えます。本日はありがとうございました。</p> <p>閉会 （次回会議の開催日程について調整を行い、5月までには次回会議を開催することを確認し、閉会した。）</p>
事務局 (担当課)	瑞穂市 企画部 企画財政課 TEL 058-327-4128 FAX 058-327-4103 e-mail kikaku@city.mizuho.lg.jp